

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	介護職員の員数が基準を満たさない場合	身体拘束防止未実施減算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症患者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 181 単位)	×70 / 100		-18単位	1月につき +200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)		
	要支援2 ( 310 単位)			-31単位								
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70 / 100								1日につき +20単位		<ul style="list-style-type: none"> <li>指定訪問介護                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,054単位</li> <li>1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位</li> <li>1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,344単位</li> </ul> </li> <li>指定通所介護                     <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防訪問系及び介護予防通所サービス通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能)</li> </ul> </li> <li>介護予防福祉用具貸与と介護予防の福祉用具貸与と同様</li> </ul> ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号通所事業)」によるもの、がある。 通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号通所事業)」によるもの、がある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算( )イ (1日につき 18単位を加算)								
				(2) サービス提供体制強化加算( )ロ (1日につき 12単位を加算)								
				(3) サービス提供体制強化加算( )ハ (1日につき 6単位を加算)								
				(4) サービス提供体制強化加算( )ニ (1日につき 6単位を加算)								
ホ 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×82 / 100)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
				(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×60 / 100)								
				(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×33 / 100)								
				(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +(3)090 / 100)								
				(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +(3)080 / 100)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×13 / 100)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
				(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×12 / 100)								
限度額		要支援1 5,032単位 要支援2 10,531単位										

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり 入浴介 歩行器 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/10 / 100を限度)	交通費に相当する額の2 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2 / 3を限度)	交通費に相当する額の1 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1 / 3を限度)

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)